

## 【根拠法令】

○地方財政法（昭和23年法律第109号）（抄）  
（地方債の協議等）

## 第5条の3

地方公共団体は、地方債を起こし、又は起こそうとし、若しくは起こした地方債の起債の方法、利率若しくは償還の方法を変更しようとする場合には、政令で定めるところにより、総務大臣又は都道府県知事に協議しなければならない。ただし、軽微な場合その他の総務省令で定める場合は、この限りでない。

- 11 総務大臣は、第1項の規定による協議における総務大臣の同意並びに前項に規定する基準の作成及び同項の書類の作成については、地方財政審議会の意見を聴かなければならない。

## （地方債についての関与の特例）

## 第5条の4

次に掲げる地方公共団体は、地方債を起こし、又は起こそうとし、若しくは起こした地方債の起債の方法、利率若しくは償還の方法を変更しようとする場合には、政令で定めるところにより、総務大臣又は都道府県知事の許可を受けなければならない。この場合においては、前条第1項の規定による協議又は同条第6項の規定による届出をすることを要しない。

- 3 経営の状況が悪化した公営企業で次に掲げるものを経営する地方公共団体（第一項各号に掲げるものを除く。）は、当該公営企業に要する経費の財源とする地方債を起こし、又は起こそうとし、若しくは起こした地方債の起債の方法、利率若しくは償還の方法を変更しようとする場合には、政令で定めるところにより、総務大臣又は都道府県知事の許可を受けなければならない。この場合においては、前条第一項の規定による協議又は同条第六項の規定による届出をすることを要しない。
- 4 普通税（地方消費税、道府県たばこ税、市町村たばこ税、鉱区税、特別土地保有税及び法定外普通税を除く。）の税率のいずれかが標準税率未満である地方公共団体（第一項各号に掲げるものを除く。）は、第五条第五号に規定する経費の財源とする地方債を起こし、又は起こそうとし、若しくは起こした地方債の起債の方法、利率若しくは償還の方法を変更しようとする場合には、政令で定めるところにより、総務大臣又は都道府県知事の許可を受けなければならない。この場合においては、前条第一項の規定による協議又は同条第六項の規定による届出をすることを要しない。
- 7 総務大臣は、第1項、第3項及び第4項の総務大臣の許可並びに第1項第4号から第6号までの規定による指定及び第2項の規定による指定の解除については、地方財政審議会の意見を聴かなければならない。

○地方財政法施行令（昭和 23 年政令第 267 号）（抄）

（地方債の協議の相手方等）

第 2 条

- 3 都道府県知事は、法第 5 条の 3 第 1 項の規定による協議において同意をしようとするときは、当該同意に係る地方債の限度額及び資金について、あらかじめ総務大臣に協議し、その同意を得なければならない。
- 5 総務大臣は、第 3 項の規定による協議における同意については、地方財政審議会の意見を聴かなければならない。

（地方債の許可手続）

第 21 条

- 法第 5 条の 4 第 1 項、第 3 項又は第 4 項の規定により、地方公共団体が地方債を起こし、又は起こそうとし、若しくは起こした地方債の起債の方法、利率若しくは償還の方法を変更しようとする場合には、第 2 条第 1 項第 1 号に掲げる地方公共団体にあつては総務大臣、同項第 2 号に掲げる地方公共団体にあつては都道府県知事の許可を受けなければならない。
- 3 都道府県知事は、第 1 項に規定する許可をしようとするときは、当該許可に係る地方債の限度額及び資金について、あらかじめ総務大臣に協議し、その同意を得なければならない。
  - 5 総務大臣は、第 3 項に規定する同意については、地方財政審議会の意見を聴かなければならない。

## 令和4年度地方債同意等額（1次協議分）について

以下のとおり、地方財政法第5条の3第1項並びに第5条の4第1項、第3項及び第4項又は地方財政法施行令第2条第3項、第21条第3項の規定に基づき、地方公共団体から協議又は許可申請のあった地方債について、提出書類を確認の上、同意又は許可を行う。

### 1. 今回の同意等額について

(単位：億円)

	同意等額 (1次協議分) (A)	既届出額 (7月分まで) (B)	合計 (A+B)	地方債計画額 (当初)
通常収支分	(50) 69,536	(48) 12,561	(99) 82,097	(334) 101,799
東日本 大震災分	(-) 10	(-) 0	(-) 10	(1) 15
総計	(50) 69,546	(48) 12,561	(99) 82,107	(335) 101,814

※1 四捨五入の結果、額が合わない場合がある。

※2 ( ) 書きは国の予算等貸付金債であり、外数である。

### 2. 今回同意等を行う主な事業債

臨時財政対策債（1兆3,688億円）、公共事業等債（9,832億円）、過疎対策事業債（4,325億円）、公共施設等適正管理推進事業債（2,921億円）、一般事業債（2,627億円）、旧合併特例事業債（2,081億円）、緊急防災・減災事業債（1,832億円）、公営企業債（総額2兆1,912億円）

### 3. 今後のスケジュール

- 1次協議分：8月9日（火）に同意等予定
- 2次協議分：2月下旬に同意等予定

○ 地方債同意等額について(令和4年度 第1次分)

1 通常収支分

(単位:億円)

	地方債計画額 A	既届出分 (7月分まで) B	同意等額 C	合計 D=B+C	計画残額 E=A-D	割合 D/A
<b>一般会計債</b>	<b>56,717</b>	<b>11,632</b>	<b>33,936</b>	<b>45,568</b>	<b>11,149</b>	<b>80.3%</b>
<b>公共事業等</b>	<b>15,905</b>	<b>4,187</b>	<b>9,832</b>	<b>14,019</b>	<b>1,886</b>	<b>88.1%</b>
防災・減災・国土強靱化 緊急対策事業※※	-	112	429	541	▲541	-
公営住宅建設事業	1,090	485	785	1,270	▲180	116.5%
災害復旧事業	1,127	5	417	422	705	37.4%
教育・福祉施設等整備事業	3,707	877	3,720	4,598	▲891	124.0%
学校教育施設等	1,454	275	1,640	1,916	▲462	131.8%
社会福祉施設	367	146	278	425	▲58	115.7%
一般廃棄物処理	807	241	1,261	1,502	▲695	186.2%
一般補助施設等	542	137	365	502	40	92.6%
施設(一般財源化分)	537	78	175	253	284	47.2%
<b>一般単独事業</b>	<b>28,013</b>	<b>5,900</b>	<b>13,797</b>	<b>19,698</b>	<b>8,315</b>	<b>70.3%</b>
一般	2,411	2,219	2,627	4,846	▲2,435	201.0%
地域活性化	690	371	480	851	▲161	123.4%
防災対策	871	97	348	445	426	51.0%
地方道路等	3,221	1,666	1,369	3,034	187	94.2%
旧合併特例	5,500	2	2,081	2,083	3,417	37.9%
緊急防災・減災	5,000	555	1,832	2,388	2,612	47.8%
公共施設等適正管理	5,220	696	2,921	3,617	1,603	69.3%
緊急自然災害防止対策	4,000	235	1,725	1,960	2,040	49.0%
緊急浚渫推進	1,100	59	415	474	626	43.1%
辺地及び過疎対策事業	5,730	-	4,802	4,802	928	83.8%
辺地対策	530	-	477	477	53	90.0%
過疎対策	5,200	-	4,325	4,325	875	83.2%
公共用地先行取得等事業	345	65	154	219	126	63.5%
行政改革推進	700	-	-	-	700	-
調整	100	-	-	-	100	-
<b>公営企業債</b>	<b>26,477</b>	<b>929</b>	<b>21,912</b>	<b>22,842</b>	<b>3,635</b>	<b>86.3%</b>
水道事業	5,566	18	5,571	5,589	▲23	100.4%
工業用水道事業	300	-	309	309	▲9	103.0%
交通事業	1,963	347	1,197	1,544	419	78.7%
電気事業・ガス事業	288	-	267	267	21	92.8%
港湾整備事業	689	25	513	539	150	78.2%
病院事業・介護サービス事業	4,193	212	3,179	3,390	803	80.9%
市場事業・と畜場事業	379	7	152	159	220	41.9%
地域開発事業	840	50	470	520	320	61.9%
下水道事業	12,181	267	10,176	10,443	1,738	85.7%
観光その他事業	78	3	78	81	▲3	103.2%
臨時財政対策債	17,805	-	13,688	13,688	4,117	76.9%
退職手当債	800	-	-	-	800	-
国の予算等貸付金債	(334)	(48)	(50)	(99)	(235)	29.6%
<b>合計</b>	<b>(334)</b>	<b>(48)</b>	<b>(50)</b>	<b>(99)</b>	<b>(235)</b>	<b>29.6%</b>
減収補填債(5条分)	-	-	-	-	-	-
減収補填債(特例分)	-	-	-	-	-	-
借換債	-	-	-	-	-	-
<b>総計</b>	<b>(334)</b>	<b>(48)</b>	<b>(50)</b>	<b>(99)</b>	<b>(235)</b>	<b>29.6%</b>
	<b>101,799</b>	<b>12,561</b>	<b>69,536</b>	<b>82,097</b>	<b>19,702</b>	<b>80.6%</b>

(注) 四捨五入の結果、額が合わない場合がある。

(注) 以下にあげる事業債の同意等額(C)と合計(D)の財政融資の欄には令和3年度補正分の本省繰越額を含む。

公共事業等:12億円、防災・減災・国土強靱化緊急対策:412億円、公営住宅建設:0.3億円、災害復旧:6億円、

学校教育施設等:317億円、一般廃棄物処理:165億円、一般補助施設等:5億円

※※ 本省繰越分の地方負担額を対象とするものであり、地方債計画には計上せず、「その他同意等の見込まれる項目」として取り扱っている。

## 2 東日本大震災分

(単位:億円)

	地方債計画額 A	既届出分 (7月分まで) B	同意等額 C	合計 D=B+C	計画残額 E=A-D	割合 D/A
一般会計債	10	-	10	10	0	96.5%
公営住宅建設事業	8	-	8	8	0	94.6%
災害復旧事業	1	-	-	-	1	-
一般補助施設等※※	-	-	2	2	-	-
一般単独事業	1	-	0.05	0.05	1	4.8%
公営企業債	5	-	0.2	0.2	5	3.6%
水道事業	5	-	0.2	0.2	5	3.6%
国の予算等貸付金債	(1)	-	-	-	(1)	-
総計	(1) 15	- -	- 10	- 10	(1) 5	- 65.5%

(注) 四捨五入の結果、額が合わない場合がある。

※※復興事業の地方負担額を対象とするものであり、地方債計画には計上せず、「その他同意等の見込まれる項目」として取り扱っている。

## 3 合計

	地方債計画額 A	既届出分 (7月分まで) B	同意等額 C	合計 D=B+C	計画残額 E=A-D	割合 D/A
1 通常収支分	(334) 101,799	(48) 12,561	(50) 69,536	(99) 82,097	(235) 19,702	29.6% 80.6%
2 東日本大震災分	(1) 15	- -	- 10	- 10	(1) 5	- 65.5%
合計	(335) 101,814	(48) 12,561	(50) 69,546	(99) 82,107	(236) 19,708	29.5% 80.6%

(注) 四捨五入の結果、額が合わない場合がある。

(注) 以下にあげる事業債の同意等額(C)と合計(D)の財政融資の欄には令和3年度補正分の本省繰越額を含む。

公共事業等:12億円、防災・減災・国土強靱化緊急対策:412億円、公営住宅建設:0.3億円、災害復旧:6億円、学校教育施設等:317億円、一般廃棄物処理:165億円、一般補助施設等:5億円